

あふの環 2030 プロジェクト
～食と農林水産業のサステナビリティを考える～
規約

令和 2 年 6 月 4 日
一部改正 令和 3 年 6 月 4 日

「あふの環 2030 プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える」への登録は、本規約に同意の上、お申込みください。なお、本規約は必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがあります。ご了承ください。

（名称）

第 1 条 このプロジェクトの名称は、「あふの環 2030 プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」（以下「あふの環プロジェクト」という。）とします。

（目的）

第 2 条 本規約は、これに参画する者が遵守すべき事項、その他のあふの環プロジェクトの運営に必要な事項を定めるものです。

2 この国の生活を支える農林水産業・食品産業は、健全な環境なくして持続的に発展していくことはできません。2030プロジェクトは、国連の持続可能な開発目標（SDGs）ゴール12「つくる責任、つかう責任」を踏まえ、主に国内において持続可能な消費を広めるための活動を推進するプロジェクトです。本プロジェクトは、現代の生活者が、日々の選択を通じて次の世代も豊かに暮らせる未来を創ることを目的として活動します（「サステナブルな未来」（別紙イラスト）参照）。

具体的には、「スPENDシフト～サステナブルを日常に、エシカルを当たり前！～」を合言葉に、2025年までに全ての事業者が持続可能なサービスや商品を扱うことを通じて、国民全体が持続可能なサービスや商品を利用できるよう環境づくりを促進することで2030年のSDGs達成に貢献します。

（登録要件）

第3条 第2条の目的に賛同する企業・農林水産事業体・教育機関・国際機関・地方公共団体・NGO/NPO・民間団体等（個人及び法人格を有しない任意団体は含まない。ただし、農林水産事業体については、個人又は任意団体であっても参加可能とする。以下「プロジェクトメンバー」という。）であって以下（１）～（６）の要件を満たす場合は、本プロジェクトに参画することができます。

（１）食や農林水産分野における持続可能な消費の拡大に向けて取り組む意思を有し、その営む事業において自らが既に実施している又は実施しようとする食や農林水産分野における持続可能な消費につながる活動^{*}についてサステナ宣言を行うこと。

※具体的な活動内容については、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会中間取りまとめ」（令和２年３月３０日）に記載のある取組を参照。
ただし、第２条の目的に資する取組であれば、これに限らない。

（２）本プロジェクトのWEBサイト又は農林水産省ホームページにおいて、プロジェクトメンバーとして、その名称（社名、団体名等）、住所、業種等が公表されることを了承すること。

（３）プロジェクトメンバー間において、会社名、部署名、住所、業種、担当者名等の情報が開示されることを了承すること。

（４）送受信可能なメールアドレス及び連絡の取りやすい電話番号を有し、随時事務局と連絡可能であること。

（５）プロジェクトメンバーの活動が、真に食や農林水産分野における持続可能な消費の拡大に貢献すると認められること。

（６）次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
- ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から５年を経過していないこと。
- ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（会費）

第 4 条 プロジェクトメンバーの会費はありません。

(事務局)

第 5 条 あふの環プロジェクトの事務局は、農林水産省大臣官房政策課環境政策室に置き、消費者庁消費者教育推進課及び環境省大臣官房環境経済課の協力を得てあふの環プロジェクトの庶務を処理することとします。

(取組内容)

第 6 条 第 2 条の目的を達成するため、あふの環プロジェクトでは以下の取組を実施します。プロジェクトメンバーは、各者の要望に基づき(1)～(5)のうち1つ以上の活動に参画することとします。

- (1) サステナビリティアクション(第 7 条)への参加と新規提案
- (2) プロジェクトメンバーの情報交換や連携を促進する推進会議(第 8 条)及び勉強会・交流会への参加(オンライン上での開催も含む)
プロジェクトメンバーには、勉強会・交流会等の開催情報をメール等で個別にお届けします。
- (3) プロジェクトメンバーが行う取組概要等の農林水産省日・英 WEB サイトへの掲載
英語での発信の際は、プロジェクトメンバーの要望があれば事務局にて文書作成に協力します(希望数が多い場合は調整させていただく可能性があります)。
- (4) 上記(1)～(3)の他、本プロジェクトの目的に沿う活動
- (5) プロジェクトメンバーの公式ホームページや Facebook 等を活用した
(1)～(4)の取組状況や成果の情報発信

(サステナビリティアクション)

第 7 条 プロジェクトメンバー及び事務局は、サステナビリティアクションの新規提案と、既存のサステナビリティアクションへの参加をすることができます。サステナビリティアクションとは、あふの環プロジェクトの中心となる取組に位置づけられ、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会中間取りまとめ」(令和 2 年 3 月 30 日)に記載のある取組を指します。但し、第 2 条

の目的に資する取組であれば、これに限りません。

2 サステナビリティアクションの実施に必要な費用の分担は、個別のサステナビリティアクションごとに取り決めます。但し、サステナビリティアクションの実施のための打合せ等を行う際に発生する経費については、原則としてプロジェクトメンバーが負担することとします。また、以下の事項については、必要に応じ、プロジェクトメンバーの間で個別に取り決めることができます。

- (1) 費用の支払いに係る事項
- (2) 知的財産権の取扱いに係る事項
- (3) その他必要な事項

(推進会議)

第8条 あふの環プロジェクトに推進会議を置くこととします。

2 推進会議の構成員は、プロジェクトメンバー及び事務局とします。

3 あふの環プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができます。

4 推進会議は、原則として1年に1回開催することとし、次の事項を取り扱うこととします。

- (1) あふの環プロジェクトの推進に係る情報交換
- (2) 第7条のサステナビリティアクションの実施状況等の情報交換
- (3) あふの環プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成
- (4) その他

5 推進会議の開催に要する費用は事務局が負担します。また、プロジェクトメンバーの出席に係る経費は、当該プロジェクトメンバーにおいて負担いただきますようお願いします。

6 推進会議の庶務は、事務局が行います。

(禁止事項)

第9条 プロジェクトメンバーは、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) あふの環プロジェクトの実施に当たり、事務局及びプロジェクトメンバーの間で共有された情報を、第三者に開示、公表又は漏洩すること（あら

かじめ合意された場合を除く)。

(2) プロジェクトメンバーとしての立場を利用して、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動を行うこと。

(3) 本プロジェクトに言及することにより、本プロジェクト又は公的機関がプロジェクトメンバーの商品、サービス又は取組を公認・保証等しているかのように誤解を与えること。

(個人情報の取扱)

第 10 条 事務局が入手したプロジェクトメンバーの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適切に管理します。事務局は、あふの環プロジェクトの推進等に必要であると判断した時は、プロジェクトメンバーの了承を得た上で、他のプロジェクトメンバー及び第三者に当該プロジェクトメンバーに関する情報を提供することができます。

(変更の届出)

第 11 条 プロジェクトメンバーは、登録時に事務局に提供した会社名、部署名、住所、業種、担当者名、担当者の連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス）に変更があったときは、事務局にその変更内容を届け出てください。

(登録の抹消)

第12条 登録の抹消を希望するプロジェクトメンバーは、「登録抹消届出書」（様式）を、事務局に提出することにより、登録を抹消することができます。

(登録の取消)

第 13 条 事務局は、プロジェクトメンバーが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができます。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、プロジェクトメンバー、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。

- (3) 第3条に定める登録要件を満たさなくなると認められたとき。
- (4) 本規約に違反したと認められたとき。
- (5) 連続して5年間、第6条の活動に何も参画しない場合。

(規約の改正)

第14条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、プロジェクトメンバーに報告するものとします。なお、事前の通知なく改正される場合がありますので御了承ください。

附 則 本規約は令和2年6月4日から施行する。

附 則 本規約の一部改正は令和3年6月4日から施行する。

(別紙)

